

2012年度 課題と運動方針

1. 2012年度の課題

政府は3月2日開いた少子化社会対策会議で、「子ども・子育て支援法案」、「総合子ども園法案」、「関係法律の関係整備法案」の「子ども・子育て新システム」（以下新システム）関連の3つの法案の骨子を決定、3月30日、国会に上程、現在開会中の通常国会での成立が予定されています。

「新システム」は、国や市町村の保育に対する公的責任をなくす保育制度の大改悪です。学童保育に関しては、現行児童福祉法6条の「おおむね十歳未満の」と表記されている対象年齢が削除され、6年生までがその対象となることとなります。また、同法34条の8が加筆され、市町村以外の者が、「届け出」で学童保育事業ができることや市町村が学童保育に「従事する者及びその員数」を厚生労働省令で定める基準に従い定める、その他は厚生労働省令で定める基準を参酌するとなっています。また、同条の中で、学童保育事業を行うものが「不当に営利を図」ることは制限するとしています。さらに56条では、市町村に、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した」学童保育事業の促進とその「供給を効率的かつ計画的に増大させる」としています。

この内容を素直に読めば、厚生労働省令に基く市町村の基準で定めた員数を確保した事業者は「届け出」によって学童保育事業に参加できること、員数以外の条件は参酌基準ではないこと、「不当」でなければ学童保育で営利を上げてよいことなどがわかります。

「新システム」は公的保育制度を解体し、「保育」を市場化、最低基準など様々な規制をなくし、企業参入で「保育の供給量」を拡大、保護者が「保育サービス」を買うというシステムに変えようというものです。学童保育に関しても、株式会社など営利目的も「届け出」で参入できて、利益を上げてよいという形にしてしまうことが法案に盛り込まれているわけです。

学童保育は、わずかな運営経費で、本来あるべき姿からすると本当に貧しい施設・設備、指導員の劣悪な労働条件で運営されているのが実情です。ここに企業が参入して、営利を上げようと思えば、子どもの処遇をさらに下げるか、指導員の賃金・労働条件をさらに切り下げるか、保護者の負担を大幅に引き上げるかしか方法はありません。

「新システム」関連法の国会での論議の行方は不透明ですが、法案の廃案へ向けた大きな運動が求められます。そして「新システム」の白紙撤回、保育・学童保育の公的保障を守ることが12年度の活動の最も大事な課題です。

学童保育の「質」を充実させるためには指導員の役割が大きなカギを握ります。国会での厚生労働省の答弁の中で、学童保育指導員の仕事は教師にも劣らぬほど重要であり、独自の専門性が求められるということが確認されました。指導員の資格制度を求める声も広がり

を見せています。しかしながら、実際に学童保育で働く指導員の大半が、不安定で極めて低い労働条件で雇用されているのが実情です。指導員の資格制度の確立などと合わせて指導員の労働条件の改善も急務です。

学童保育施策の充実、発展を求める活動を進める上で、大阪学童保育連絡協議会と各地域の学童保育連絡協議会、そして単位学童保育の保護者会の組織の拡大、強化は不可欠の課題です。学童保育本来の意義や役割を語り、各段階の組織の拡大、強化をめざしましょう。そのためにも、加盟人員、学童保育の拡大と「日本の学童保育」誌の普及、拡大を図りましょう。

その上で、以下の5点を12年度の活動の重点とします。

1. 子どもたちの安全、安心、豊かな放課後の生活、発達、成長を保障できる学童保育施策の充実、発展をめざす運動
2. 保護者の要求と願いを土台とする豊かな保護者会づくりを基礎とした活動
3. 「子ども・子育て新システム」導入反対と学童保育の公的保障の堅持、充実にめざします
4. 学童保育指導員の労働条件の改善を目指します
5. 大阪学童保育連絡協議会および各地域の学童保育連絡協議会、各単位学童保育の保護者会の組織の充実、拡大

2. 2012年度方針

(1) 制度・施策

① 学童保育施策の充実と「子ども・子育て新システム」関連法案の廃案、白紙撤回を求める運動

2012年度の重点方針に掲げたように、当面の最大の運動課題は「新システム」の導入を阻止することです。保育運動関係者などとの連携も密にして、「新システム」反対のあらゆる運動に取り組みましょう。

同時に、この間進めてきた大規模学童保育の分離・分割、適正規模化や、待機児童の解消、高学年入所、障がい児の入所促進と加配の拡充、土曜日開設、開設時間延長、利用料の減免制度、施設整備、指導員の労働条件改善と雇用の安定化、研修制度の充実などを国、大阪府、各市町村に求めています。また、学童保育と放課後子ども教室や市町村が独自に行っている全児童対策事業との「一体化」に反対する世論と運動も大きく進めています。

学童保育の内容に関しては、不十分さはあるものの当面「放課後児童クラブガイドライン」の生かせる部分を使って大阪府や市町村に学童保育施策の前進を求める活動も強めます。同時に私たちが求める学童保育について、その内容を整備し、

国や自治体の基準の改善や新たな基準作りに反映させる運動を強めます。

大阪府に対しては、早急に国が示す70人の基準に基づく大規模学童保育の解消を進めることを求めます。同時に、大阪府単独補助事業などによる子育て支援策を強く求めていきます。

学童保育の実施主体となる市町村に対しては、学童保育の固有の役割を明確にし、放課後子ども教室と一体化させることなく、それぞれの事業を充実、発展させるよう強く求めていきます。

② 国へ向けて

国へ向けては、「子ども・子育て新システム」の導入反対と国、自治体による保育・学童保育の公的保障を堅持させる運動を進めます。

同時に、現行制度の改善と予算の大幅増額を要求していきます。

また、不十分な内容の「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、子ども達の安全、安心、発達、成長が保障され、指導員が安心して働き続けられる「ガイドライン」とその財源保障を国に要望していきます。

1 大阪府に対して

大阪府として国が進めようとしている「子ども・子育て新システム」に反対の意見表明をするよう強く働きかけます。

加えて大阪府下の学童保育施策の充実のため、大阪府としての学童保育への単独補助制度の拡充を求めていきます。全国的に見ても、大阪の学童保育の土曜日開設は遅れています。また、開設時間の延長も切実な要求になっています。障害児保育の充実なども含めて、府単独の補助金制度の継続と拡充で、市町村が利用しやすく、学童保育施策が前進するような支援策の充実を求めます。

国が学童保育に関するガイドラインを策定しましたが、大阪府にも学童保育の設置・運営基準を作り、広域行政として、各市町村の実施する学童保育事業の質的向上へ向けた指導を行うことを求めていきます。

また、大阪府が実施する指導員研修に関して、わたしたち学童保育関係者の声や要望を取り入れ、その内容の充実を図ることを求めていきます。

2 政令市に対して

大阪市、堺市の政令市の施策動向は、大阪府や府下の自治体の施策にも大きな影響を与えるものです。事業の廃止が提案された大阪市の留守家庭対策事業、堺市の全児童対策事業との一体化事業の「堺っ子くらぶ（放課後子どもプランモデル事業）」の動向など、両市の施策の動きを素早く、的確に捉え、両市の連絡協議会とも連携し、学童保育施策の後退を許さない運動を府下的に広げることが必要です。

3 市町村に対して

市町村に対しても国が進めようとしている「子ども・子育て新システム」に反対の意見表

明をするよう強く働きかけます。学童保育の実施主体である市町村に、学童保育の公的責任公的保障を堅持する姿勢を示させることで、国の動きに歯止めをかけていく運動を進めます。

具体的な施策要求では、70人を超える大規模学童の複数学級化、18時以降までの時間延長、土曜日開設など切実な要求実現で学童保育の充実・発展をめざします。

放課後子どもプランを逆手にとって学童保育と放課後子ども教室事業の一元化や一体化を進める動きや、全児童対策事業に学童保育を肩代わりさせるような施策には反対し、学童保育が持つ固有の役割を果たせるよう求めています。

このためにも市町村に学童保育の固有の役割を明確にし、地域住民に学童保育の存在や意義、役割を広く知ってもらう活動なども重要になってきます。

また、保育5団体で実施する自治体キャラバンや資料集の作成を通じた調査活動で、市町村の学童保育運動の支援を行います。

4 研究課題

学童保育指導員の専門性研究会や大阪保育研究所などの研究組織と連携し、学童保育の役割やあり方、放課後子ども教室との連携、全児童対策事業との関係などを自ら学び、運動に生かしていきます。

保育研究所や学童保育指導員専門性研究会、日本学童保育学会などとも連携、協力し、活動を強めます。

5 各単位での運動

制度、施策に関わる運動で学童保育施策全体の質的向上と量的拡大をめざすと同時に、個々の学童保育が抱える様々な要求の実現をめざします。設備や開設時間、お迎えやおやつ長期休暇中の保育など、保護者と指導員の連携、他の自治体の学童保育から学ぶことで実現できることもあります。単位学童ごとの学習会を開き、学んだことを力に、運動に取り組みます。連絡協議会の役割としてこういった情報交換などにも取り組みます。

(2) 指導員の地位向上と社会的処遇の改善

学童保育の質を高める上で最も重要なことは指導員の専門性です。しかし実際には指導員の労働条件は低く、その社会的身分も不安定なものです。指導員が健康で安心して働き続けられるかどうかは学童保育の質にも直結するものであり、何よりも子どもたちの日々の生活の安全、安定を決定するものです。最低基準づくりの運動の中でも指導員の配置基準と労働条件整備は特に重要な課題です。

指導員の地位向上と労働条件改善を指導員組合だけの課題と運動とせず、学保協全体の重要課題に位置付け、指導員と保護者が協力、共同して運動を進めます。

大阪学童保育連絡協議会では、指導員問題を12年度の重要課題に掲げ、指導員労組との連携を強め、また様々な団体、労働組合との協力共同もすすめ、未組織指導員の組織化と指導

員の身分、労働条件の改善に全力で取り組みます。

(3) 子育てを担う学童保育運動

学童保育運動は、子どもたちの放課後の生活・発達保障を中心にして、すべての子どもたちに健やかな発達を願う運動です。本年度も引き続き、以下の点を中心にした子育て運動を進めていきます。

① 地域の子育て運動の前進

子どもたちの安全、安心が地域の中で危ぶまれています。共働き家族の子育てや男女平等問題などへの社会的関心、また地域における子育て支援のあり方に関する世論の高揚などの条件を生かして、地域の子育て運動を前進させることが大切です。また学童保育は、保育運動や教育運動、地域の子育てサークルなどと協力し、地域の子育て運動の重要な担い手になる必要があります。

現代日本では、子育て環境の悪化、集団遊びの衰退、地域の教育力の低下、受験戦争の低年齢化、マスコミ文化の浸透など、子どもの生活と発達のための環境は依然として改善されていません。学童保育の実践は、このような状況の中で貴重な経験となっています。学童保育の経験を地域に広げていく課題を正面に掲げて、地域における子育てのあり方と子どもたちに必要な施設や条件をめぐる課題に積極的に取り組みます。

そのためにも、地域の自治会など諸団体とも懇談し、地域でのつながりを深めることが重要です。

② 教育問題に取り組む学童保育の視点

教師・父母・指導員などの関心の高い教育問題への取り組みも引き続き強めます。市場における「選択の自由」や「競争原理」を学校教育に導入しようとする新自由主義的改革は、新たな能力主義的競争を強めています。全国一斉学力テストの実施はこれにさらに拍車をかけることにもなります。

学力低下を理由にした「ゆとり教育」の見直しなど、文部科学省の迷走は、学校教育現場での新たな混乱を生んでいます。

教育再生会議の動向などとも合わせ、教育をめぐる情勢をしっかりとらえ、教育の反動化、改悪には関係諸団体とも連携して反対していきます。

大阪府で条例化され、大阪市でも継続審議されている教育条例は、本来独立・中立の立場で進められるべき教育に首長が干渉し、自らの意のままに動かそうと言う、まさに戦前の日本に逆戻りさせるものです。同時に教員への締め付けや学校間教師間、子ども間での競争をあおり、「選別教育」を推し進めるものであり、これは子どもが心身ともに健康で健やかに育つことを願う私たち学童保育関係者にとっても見逃せない重大な問題です。条例の中身を的確につかみ、声を上げていく必要

があります。

学童保育運動も、これらの教育問題を視野に入れ、学童保育がもつ全員参加型子育て運動の力を生かし、教師や研究者などの力を活用し、学童期の子どもの発達保障に取り組んでいきます。特に、生活とあそびの中の教育力に着眼し、父母・指導員・住民の誰もがかかわる教育運動のスタイルの創出をめざしましょう。

③ 男女平等・女性の地位向上と子どもの権利を前進させる運動

男女平等をめざす運動は保育・学童保育と一体のものです。女性の地位向上の運動と共同し、男女平等や共働き家族の生活・権利保障運動を強化していきます。

地域における保育・教育運動と積極的に連携して、地域の子育て環境の整備、改善の課題に取り組み、子どもの権利条約の精神や理念を活用し、社会制度の前進させる運動を進めます。

(4) 学びながら育て、育てながら運動する大阪学保協づくり

「新システム」など学童保育をめぐる新たな動向に対応し、大阪の学童保育運動を発展させるためには、府下の運動を交流し、共同化する上で要となる大阪学保協の組織的安定と強化が不可欠です。その基礎となる地域の学保協とそこに結集する父母会がいきいきと運営されることが重要です。そこで、次のような原則に基づく大阪学保協の組織づくりに取り組みます。

① 大阪学保協の拡大・強化

学童保育要求の実現のためには大阪学保協の組織をより大きく、強くしていくことが求められます。各単位学童の父母会、保護者会の組織強化、地域連絡協議会の強化・拡大と合わせて大阪学保協の組織拡大をめざします。

また、未組織の地域や学童保育の組織化の研究も行い、未組織学童保育の組織化の運動に着手します。

② 「日本の学童ほいく」誌の普及と活用

学童保育に関する唯一の全国的専門誌である「日本の学童ほいく」誌の普及を運動と組織の両面での重要課題に位置付けて、取り組みを強化します。そのため、役員会や運営委員会での輪読など活用の機会を増やし、担当者や読者の集いなども行っていきます。

地域連絡協議会や単位の父母会や保護者会でも活用の工夫を呼びかけ、全世帯購読の学童保育を増やすことをめざします。また地域、単位で未購読の役員や運営委員に購読の呼びかけを強めます。

「日本の学童ほいく」は学童保育への理解と共感を広げる武器となるだけでなく子育てにも役立つ雑誌です。子どもを見る目やその発達、成長の確かめ合い、子どもたちが生活と遊びの場としている学童保育の現状、他の地域の学童保育のこと

などを学び、保護者と指導員が語り合う。「日本の学童ほいく」の購読、読み合わせなどを通じて、学童保育の保育内容の充実、発展を目指しましょう。

また、「日本の学童ほいく」誌の普及は大阪学保協の運動や専従職員維持の大きな財源でもあります。このことも合わせて購読の意義を各地域で議論しましょう。月々の購読数で5000部以上維持できるよう「日本の学童保育」の活用にも力を入れます。

③ 機関紙「大阪の学童保育」の充実と

機関紙「大阪の学童保育」を大阪学保協の組織拡大の課題と合わせて広め、その編集・内容をさらに改善・充実していきます。

④ 第44回大阪学童保育研究集会

第44回大阪学童保育研究集会は、7月1日、堺市内で開催します。「子ども・子育て新システム」の動向など情勢は予断を許しません。

そんな時期だからこそ学童保育の役割を確認し、その新たな発展をめざす起点となる集会として、1000人を超える参加者で成功させましょう。

⑤ 映画「ランドセルゆれて」のDVDを府下すべての学童保育への普及の運動

学童保育をテーマに、私たち大阪の学童保育運動が生み出した映画「ランドセルゆれて」は、学童保育に関する理解と共感を広げる上で大きな武器になるものです。新入生だけでなく低学年の保護者や新しい指導員など、まだ映画を観ていない会員も増えていきますし、今後新たに入所してくる保護者や地域に学童保育を知ってもらうためにも、映画「ランドセルゆれて」のDVDを思い切って普及し、活用しましょう。

⑥ 学習会の開催など学ぶ活動

学童保育運動の大きな特徴は学びながら運動を進めていることです。今年度も役員会や運営委員会などの定例会議での学習を行います。

また、「子ども・子育て新システム」など情勢に応じた学習会の開催や地域での学習会への講師派遣、指導員講座の開催なども引き続き強化します。

学習にあたっては大阪学保協35周年の記念誌の活用なども行います。

6月17日には、西日本の指導員学校が京都市で開催されます。指導員にとっては大切な学習の場です。西日本指導員学校への指導員の積極的参加と合わせて保護者の参加も呼びかけ、指導員学校の成功をめざします。

第47回の全国学童保育研究集会は埼玉県で行われます。学童保育への関心が高まっているだけに、全国研を多くの参加者で成功させることは重要な課題です。大阪からも多くの保護者、指導員が参加することで、全国の仲間と連帯を深め、励まし合いましょう。

⑦ ひるぜん自然の家の発展と、大阪保育運動センター第2期建設運動をすすめる

大阪学童保育連絡協議会の20周年記念して実現したひるぜん自然の家の発展に引き続き努めます。また、30周年と時を同じくして取り組まれた大阪保育運動センター第二期建設運動、修繕費用募金の取り組みをすすめ、大阪の保育・学童保育の運動の拠点を確かなものにします。

⑧ 他団体との連携

全国学童保育連絡協議会と大阪保育運動連絡会に加盟し、学童保育と保育・福祉運動の発展に力を注ぎます。その他、平和を守る課題や福祉、教育の充実を求める課題や要求で一致する団体との交流や連携を行い、子どもたちが大切にされる国や大阪府づくりの運動に取り組めます。